都道府県公害審査会の動き (平成31年1月~3月)

公害等調整委員会事務局

1 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
栃木県 平成30年(調)第3号事件	飲食店からの騒音等被害防止請求事件	Н31. 3. 26
埼玉県 平成31年(調)第1号事件	介護老人施設からの悪臭・騒音被害防止請求事件	Н31. 1. 18
静岡県 平成31年(調)第1号事件	自動車製造工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事 件	Н31. 1. 30
愛知県 平成31年(調)第1号事件	食肉加工組合からの騒音・悪臭被害防止請求事件	Н31.3.8
京都府平成31年(調)第1号事件	防霜ファン稼働請求事件	Н31. 3. 4
奈良県 平成31年(調)第1号事件	火葬場建設に伴う土壌汚染のおそれ公害対策等請求事件	Н31.2.1
和歌山県 平成31年(調)第1号事件	ガソリンスタンドからの土壌汚染等被害防止請求事件	Н31. 1. 29
広島県 平成31年(調)第1号事件	飲食店からの悪臭被害防止請求事件	Н31. 3. 26

2 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
北海道 平成30年(調) 第1号事件	北海道 住民2人	北海道 住民2人	平成30年3月1日受付	平成 31 年 3 月 26 日 調停打切り
[空調等設備から の低周波音被害 防止請求事件]			申請人は、被申請人の住宅に設置された空調等の設備からの低周波音により、健康被害を受けた。よって、被申請人は、所有建物からの騒音発生を防止する措置を講ずること。	調停委員会は、4回の調 停期日の開催等手続を進 めたが、合意が成立する 見込みがないと判断し、 調停を打ち切り、本件は 終結した。

	1			T
事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
福島県 平成30年(調) 第1号事件 [マンション受水 槽設備からの騒 音被害防止請求 事件]	福島県住民1人	マンション 管理組合 不動産会社	平成30年9月25日受付 被申請人所有または管理するマンション受水槽から発生する音が、早朝・夜間及び土日を問わず鳴り響くため、申請人は睡眠不足や耳鳴り等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、受水槽設備を修繕するなどして、被申請人の受水槽からの騒音を低減すること。	平成31年1月29日 調停成立 調停委員会は、2回の調 停期日の開催等手続を進 めた結果、調停委員会の 提示した調停案を当事者 双方が受諾し、本件は終 結した。
千葉県 平成30年(調) 第1号事件 [近隣住宅騒音被 害防止等請求事 件]	千葉県 住民2人	千葉県 住民1人	平成30年3月20日受付 被申請人が設置した集中型 換気所及びヒートポン別 ら発生する騒音を受けれる。 会によりでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	平成31年3月15日 調停打切り 調停委員会は、4回の調 停期日の開催等手続を進 めたが、合意が成立する 見込みがないと判断し、 調停を打ち切り、本件は 終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
千葉県 平成30年(調) 第2号事件	千葉県 住民1人	非鉄金属製造会社	平成30年4月23日受付	平成 31 年 3 月 18 日 調停打切り
[非鉄金属製造工場からの騒音・振動被害防止請求事件]			申で上けし応まる①ら音とル壁な以汲る消(音のとプラ消る計機が行て合がた。申す、しを、い降みこ音シが排、室力えこれ事の被って被、健上対壁るネれ時の水発にいをげすつ期にの被人たが生請害が防防、設午のを上さいをげすつまたがなじ人をら音音②置後間停げるて消すの音とにたがなじ人をら音音②置後間停げるて消すの音、整大なではもの対パ遮で8、止機騒、音るポ(音備のみ受話対、い、た騒策ネ音き時水すの音騒機こン力がするを発音が表話が、い、た騒策ネ音き時水すの音騒機ことががする。	調停委員会は、2回の調 停期日の開催等手続立する 見込みがないと判断し、 調停を打ち切り、本件は 終結した。
東京都 平成26年(調) 第2号事件	東京都 住民1人	結婚式場運 営会社	平成26年4月2日受付	平成 31 年 3 月 4 日 調停成立
第25事件 [結婚式場からの 騒音被害防止請 求事件]			被申請人の結婚を は事る を主場が、 を主場が、 を主場が、 を主場が、 を主場が、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	調停委員会は、16 回の調 停期日の開催等手続を進 めた結果、調停委員会の 提示した調停案を当事者 双方が受諾し、本件は終 結した。

声ル ~ 士 一	_ 		本上の	4444 C INT III
事件の表示	甲請人	被甲請人	請求の概要	終結の機要
事件の表示 東京都 平成30年(調) 第2号事件 [JR線鉄道騒音 防止請求事件]	申請人東京都住民1人	鉄道会社	請求の概要 平成30年6月29日受付 申請人は、ア 騒音のため、 会話ができないとない。 とないる。不安感でです。 をないのでは、ア を受けませる。 日間のでは、ア を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	終結の概要 平成31年1月21日調停打切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
			こと。イ 被申請人は、防 音壁を設置しない場合、ま たは防音壁を設置しても騒 音の最大値が75dBを下回ら ない場合、A駅から申請人 宅前までと申請人宅から南 側300mの区間について、走 行速度を時速30 k m以下と すること。	

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
神奈川県平成30年(調)第1号事件 [家庭用ヒートポンプ給湯器等からの低周波事件]	神奈川県住民2人	神奈川県住民1人住宅販売会社	平成30年3月15日受付 中成30年3月15日受付 ・ は、	平成31年3月14日 調停打切り 調停委員会は、4回の調 停期日の開催等手続を進 めたが、合意が成立する 見込みがないと判断し、 調停を打ち切り、本件は 終結した。
静岡県 平成29年(調) 第1号事件 [家庭用ヒートポンの騒音・ 派を を が を が を が を が を が を が を き が を き が を き が も り を も り を も り を も り を も り を も り を も り を も り も り	静岡県住民1人	静岡県住民1人	平成29年6月22日受付 おおいちのでおいいは、いいのの対 でおいいのでは、いいのの対 をは、いいのでは、いい	平成31年2月20日 調停打切り 調停委員会は、調停期日の開催等手続きをより、 が、申請人死亡に見込みが ないと判断し、調停を ち切り、本件は終結し た。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
京都府 平成30年(調)	京都府 住民1人	運送会社	平成30年 5 月21日受付	平成 31 年 2 月 18 日 調停成立
第1号事件 「事務所兼資材置場からの騒音被害防止請求事件」			申ら被式申頃場足兼現る材場トン金ジ等で人申ォ回作19なにらな快集調神いは音場や策こ策人サ払請現申会請以)場資在。置内ラジ属ンのいが請一行業時いよれど感中不的る、をの防をとをにッうには、の被建を場る請建敷にフ機具、申さにフる原のがビ、事迫思慢体っ人す、のな被し、設に送、の被建を場る請建敷にフ機具、申さにフる原のがビ、事迫思慢体っ人す、のな被し、設定工業12(人敷す設操事来板込クラとをは騒場業鉄、家、、症来神の労痛①にう時とで人場人ると、といば、のなきるし業務、やむリッす発、音所音板朝に家窓状な経低なを被及、間い実は合宅費にが関係の12車板務以て兼材荷のトエ属さ申特の週研時ら振開夜、敏、のけ請す材短たすの申二を月るむか12車板務以て兼材荷のトエ属さ申特の週研時ら振開夜、敏、のけ請す材短たすの申二をか。株ら年、、所来い資置をエやン音せ請にフ数磨~れ動け勤不、体精て人騒置縮対る対請重支	調停委員会は、5回の調作を 国の開催等手続きの 関係を の開催等を の開催等を の者と の者と の者と の者と の者と の者と の者と の者と

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
事件の表示 大阪府 平成30年(調) 第6号事件 [鉄工所騒音等被 害防止請求事件]	申請人 大阪府 住民 1 人	被申請人 鉄工所	請求の概要 平成30年6月25日受付 で成30年6月25日受付 で成12年を12年来生のでは、12年来生のでは、12年来生のでは、12年来生のでは、12年来生のでは、12年来生のでは、12年来生のでは、12年来生のでは、12年来生のでは、12年来生のでは、12年来生のでは、12年来生のでは、12年のでは	終結の概要 平成31年3月14日 調停打切り 調停委員会は、4回の調停委員会は、4回の調停事日の開催が、合意が成立を対した。 調停を打ち切り、本件は終結した。
			ζ ² 0	

(注)上記の表は、原則として平成31年1月1日から同年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。



第97号 令和元年5月

編集 総務省公害等調整委員会事務局 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当

Tel: 03-3581-9601 (内線 2315) 03-3503-8591 (直 通)

Fax: 03-3581-9488

E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であること をお断りしておきます。